

2014年賃金確定闘争

2014年11月20日 東京清掃労働組合 第3回中央委員会

区長会の最終提案に対する判断について

はじめに

2014賃金確定闘争は、人事院が「給与制度の総合的見直し」勧告を強行し、政府・総務省が地方に対して同様の見直しを強要する圧力を強めるなど、公務員の賃金・労働条件に対する厳しい情勢下で、とりわけ、現業系職員にかけられる現業切捨て、賃金抑制との継続した闘いとなった。

特別区人事委員会は、10月8日、15年ぶりとなる月給の引上げ、7年ぶりとなる一時金の引上げを勧告する一方で、国の「給与制度の総合的見直し」に追随し、地域手当の支給割合の2%引上げと、そのに伴う給料月額と同率程度の引下げを2015年4月1日から実施することを勧告した。

例給の引上げ、7年ぶりとなる一時金の引上げを勧告する一方で、国の「給与制度の総合的見直し」に追随し、地域手当の支給割合の2%引上げと、そのに伴う給料月額と同率程度の引下げを2015年4月1日から実施することを勧告した。

勧告を受けた区長会は、「勧告を尊重する姿勢」を表明しながらも、「慎重に検討」という姿勢を崩さず、勧告を実施する考えを最終局面まで明らかにしなかった。業務職給料表については、「依然として高い水準にある」という認識を繰り返し、「慎重に検討」という姿勢をさらに強調した。

2014秋季賃金確定闘争も大詰めを迎えた11月14日、第1回拡大闘争委員会を開催し、2014賃金確定闘争の重点課題として、①人事委員会勧告の完全実施を促した。

2014年賃金確定闘争、区長会の最終案について

1 勧告給料表の扱い、業務職給料表の引上げ改定

給与改定について、勧告どおり実施

適用日 平成26年4月1日

特別給について、年間支給月数を0.25月引上げ(勤勉手当に配分)

地域手当について、平成27年4月1日から支給割合を2%引上げ

業務職給料表について、行(一)給料表に準じて引上げ改定

保障額について平成27年4月1日改定の行(一)給料表の改定率に基づき引下げ

2 代替調整措置の扱いについて

一定以上高位の号給から昇格した場合について、代替調整数の残号数がなくなった時点で号給の切替えがなかったとした場合と同じ号給となるよう、所要の措置を講ずる

実施時期は平成27年4月1日

3 退職手当への影響について

退職手当の調整額の見直し

ポイントの引上げ

実施時期 平成27年4月1日以降の退職者から適用

懲戒処分による昇給抑制の見直し

減給又は戒告の処分を受けた者は3号抑制(現行2号)

区長会最終提案に対する判断について

1 勧告給料表の扱い、業務職給料表の引上げ改定について

(1) 勧告給料表の扱いについて

本年の特別区人事委員会の報告・勧告は、月例給の15年ぶりの引上げ、一時金

の7年ぶりの引上げを主に内容とした。率・額が国を大きく下回ったことは、納得できないものであったことは評価ができる。

(2) 業務職給料表の引上げ改定について

「業務職給料表は依然として高い水準にある」とす

重に検討」という姿勢を繰り返した区長会に、最終局面で勧告実施を判断させた

改定について

民間における高齢期雇用のあり方や国、他団体の動向を注視しつつ、適切に対応

⑥ その他 別紙のとおり

夜、局面の打開に向けて中央執行委員長・書記長と区長会側交渉委員の責任者である副区長会会長・副会長との会談が持たれた。区長会交渉委員側からは、最大の焦点となった「勧告の実施と業務職給料表の引上げ改定」「代替調整措置による制度矛盾の解消」「退職手当への影響額の縮減」について踏み込んだ考案が示されたため、清掃と併せて総合的に判断することを確認した。また、区長会が最終交渉を迫る11月20日の翌21日に始業時から1時間の実力行使の準備指令を発し、膠着状態に陥っている協議の進展と区長会に対し歩み寄りを求めた。その後の交渉でも進展が見られないことから、区長会が最終交渉日とした20日案は以下の内容である。

① 単身赴任手当について 単身赴任手当の基礎額を20,000円から30,000円に引上げ

② 技能系・業務系人事制度について 引き続き検討

③ 勤勉手当制度について 現行制度の更なる整備について、引き続き検討を行う

④ 昇給制度及び降給制度について

⑤ 雇用と年金の接続について

⑥ その他 別紙のとおり



▲区長会総会座り込み要請行動 (11月14日区政会館)





▲第三波総決起集会 (11月18日連合会館)

る区長会は、業務職給料表の改定について慎重な姿勢を強調した。区長会の認識を改めさせるべく、専門委員会を通じ官民比較や国公比較の不当性を主張したが、認識を改めさせるには至らなかった。しかし、最終局面で行(一)給料表の改定に準じた引上げ改定を決定させたことは評価ができる。

2 切替調整措置の取扱い

わが組合は、長年にわたって切替調整措置を実施していることにより、「追いつき・追い越し」が発生していること、切替を行わなかったほうが早期に給料月額の上昇が始まる例等、制度矛盾とも言える実例を指摘してきた。

区長会は、「業務職給料

表が依然として高い」という認識の基、切替調整措置の見直しに頑なな姿勢を示していたが、中央執行委員長・書記長と副区長会会長・副会長との会談を設定し、区長会から我われの主張に大きく歩み寄る提案内容を引き出すに至った。切替調整措置の終了を決断させることができなかったことは不満が残るが、これらの課題は引き続き追求を図ることとする。何よりも多くの組合員の実質的な昇給回復を実現させたことは大きく評価ができる。

3 退職手当への影響について

今回の退職手当への影響は、地域手当の支給割合の引上げ、同率程度の引下げにより、結果的に退職手当に影響が出るものである。制度の見直しでない以上、現行水準を確保することが重要であった。

区長会提案は、調整額ポイントの引上げで、影響額の解消を最大限図ったものとして評価ができる。

4 昇給抑制措置について

区長会提案は、これまでの昇給抑制措置を強めたものであるが、国や他団体の見直し状況を考えれば、その他の課題も含めた総合的な見地から、一定やむを得ないと判断する。

最後に (今後の取り組みについて)

多くの要求項目について、納得できる回答が得られなかったことは不満が残るが、最重要課題と位置付けた切替調整措置について、最終局面で大きな歩み寄りを引き出したことは、これまでの支部における要請行動等の取組と本部統一交渉が有機的に結びつき、大きく実を結んだものとして評価が出来るものである。わが組合は、23区・清掃一組という複数の自治体を貫く単一労働組合という組織形態を選択し、賃金確定闘争を自らの闘いと位置付けている。区長会側はこれらの課題について「業務職給料表は依然として高い水準にある」という認識を繰り返すばかりである。今後の各区闘いは継続する。依然と

して厳しい情勢下ではあるが、引き続き今後の闘いに全力を傾注することを確認して2014年賃金確定闘争の区切りとする。

以上

I 給与改定諸項目の内容

項目	内容	備考				
行政職給料表 (一)	勧告のとおり実施する。(平成26年4月の公民較差に基づく改定分)	平成26年4月1日から実施				
医療職給料表 (一)	勧告のとおり実施する。(地域手当の支給割合の引上げに伴う改定分)	平成27年4月1日から実施				
医療職給料表 (二)						
医療職給料表 (三)						
地域手当	支給割合を次のように改める。 <table border="1"> <tr> <td>現行</td> <td>改正後</td> </tr> <tr> <td>18%</td> <td>20%</td> </tr> </table>	現行	改正後	18%	20%	平成27年4月1日から実施
現行	改正後					
18%	20%					
特別給	支給月数を次のように改める。 <table border="1"> <tr> <td>現行</td> <td>改正後</td> </tr> <tr> <td>3.95月</td> <td>4.20月</td> </tr> </table> <small>(0.25月の引上げ分は、勤勉手当に割り振る。)</small> 別紙のとおり	現行	改正後	3.95月	4.20月	
現行	改正後					
3.95月	4.20月					
業務職給料表	別紙のとおり	平成26年4月の公民較差に基づく勧告給料表の実施時期				
	別紙のとおり	地域手当の支給割合の引上げに伴う勧告給料表の実施時期				
処分による昇給抑制の見直しについて	小委員会で示したとおり					
単身赴任手当の見直しについて	小委員会で示したとおり					
業務職給料表の号給の切替えに伴う昇給調整措置の見直しについて	別紙のとおり					
退職手当の見直しについて	別紙のとおり					

II 交渉項目の扱い

項目	内容
任期付短時間勤務職員採用制度の各区事項化	平成27年度給与改定交渉期までには結論が得られるよう引き続き協議事項とする。
勧奨退職特例措置の各区事項化	平成27年度給与改定交渉期までには結論が得られるよう引き続き協議事項とする。

